<参考:金融を活用して環境保全に取り組むモデル事例>

1.ご当地ファンド(ミニ公債)の一例

我孫子市では、市民や市内の企業・NPOから資金の提供を募り、提供された資金を、豊かな水面と貴重な自然環境に囲まれ、ありし日の利根川の姿と風情を今にとどめる古利根沼を保全していくための用地取得費の一部として使用。

低利回りながら、資金を投ずることにより、地方自治体が 実施する環境保全の取組に貢献できることが特徴。

市民 市内の法人・団体 ・利息

| 田地取得 古利根沼用 地取得事業

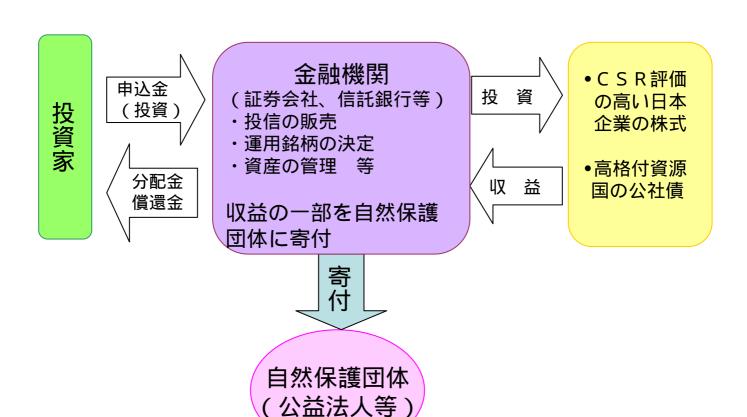
> 「古利根沼」を保 全していくための 用地取得

発行者	我孫子市
発行総額	2 億円
対象事業	古利根沼用地取得 事業
発行日	平成16年11月 25日
利率	年0.58%
利払日	年2回
償還条件	5 年満期一括償還

2. 自然環境保護ファンドの一例

自然環境保護など、地域の持続性の寄与を織り込んだ投資 信託商品で、収益の一部を自然保護団体に寄付する。

CSR評価の高い日本企業の株式と高格付資源国の公社債の組合せで運用し、収益性の確保とリスクの低減化を図る。

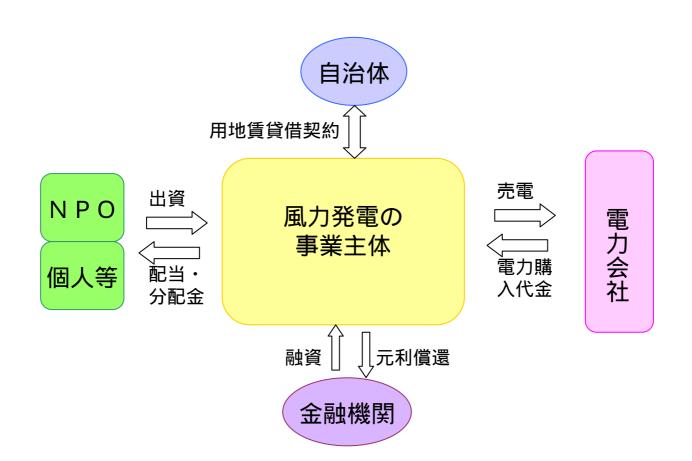


3.市民風車の一例

NPO法人、個人等が風力発電の事業主体に出資し、さらに、金融機関からの融資、自治体からは用地の賃借が行われている。

事業主体は風力発電で得られた電力を電力会社に売電し、 売却代金で配当や借入金の返済等に充当する。

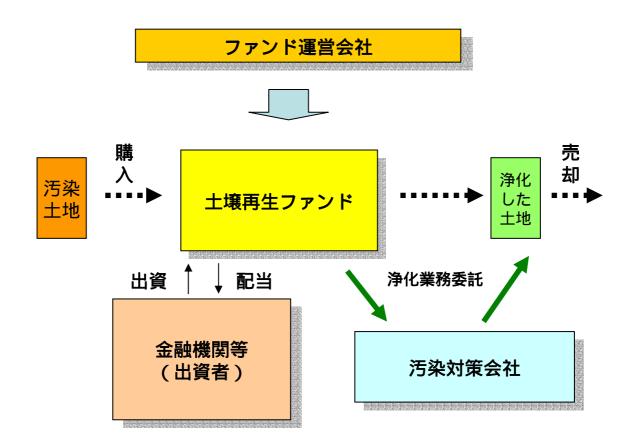
風車、太陽光発電などに投資をする環境意識の高い個人投 資家の裾野の拡大



4.土壌汚染再生ファンドの一例

金融機関等が出資し、土壌再生ファンドを設立する。

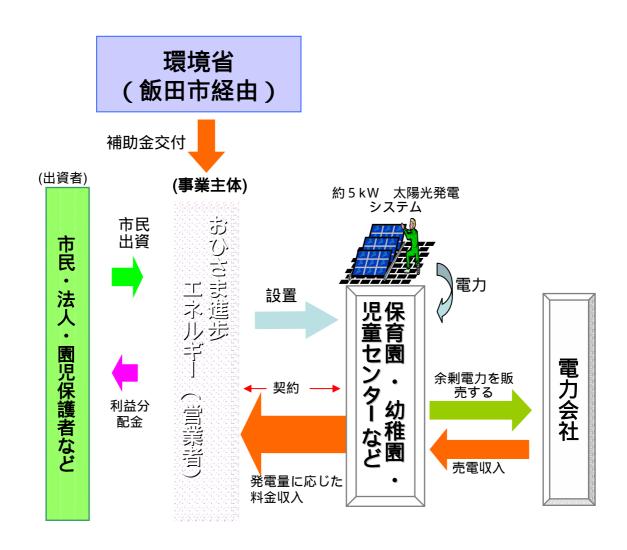
土壌再生ファンドに出資された資金で汚染された土地を購入し、土地を浄化した後、外部に売却し利益を得る。この売却益を出資者に配当する。



5. (環境省) 環境と経済の好循環のまちモデル事業 「太陽光発電市民出資施設支援事業」(飯田市環境協議会)

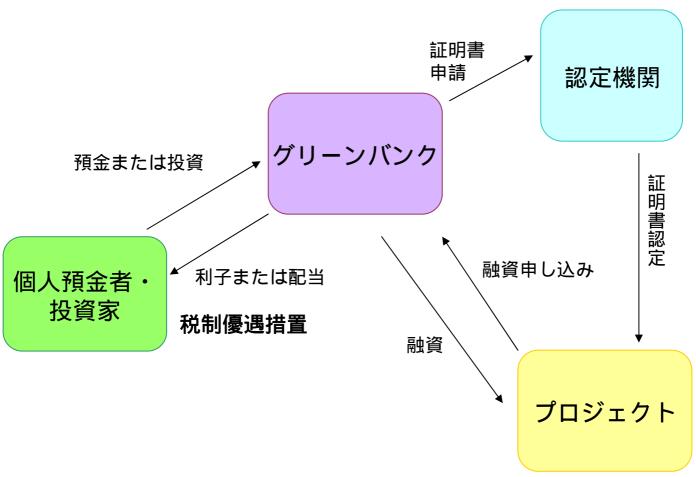
公共施設等の屋根に太陽光発電装置を設置するために、国からの補助金と合わせて市民などから出資を募る。

発電により得られた収益の一部を出資者に利益配分する。



6.オランダ:グリーンファンドスキーム

政府が承認したグリーンファンドスキーム(GFS)承認銀行において、非課税低利で個人投資家から集めた資金を原資として、環境保全の事業に対して低利融資を行う。



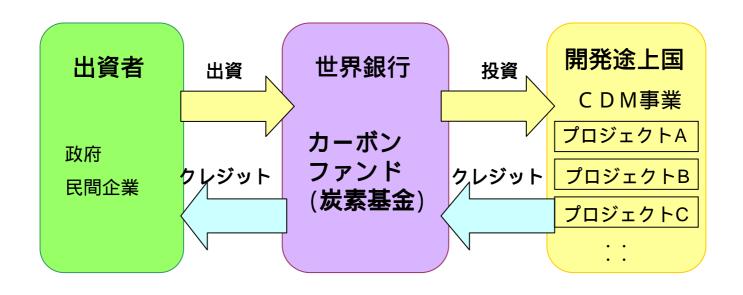
GFS口座で購入する債券や預金は、市場金利より安いが、税制優遇メリットを考慮すると実質的受取金利は同レベル。また、同口座はペイオフの例外。 事業者はGFS承認銀行に事業計画と資金計画を提出、政府機関に承認されると低利融資を実施。

GFS承認銀行は、同口座で集めた資金の70%を環境投融資に回し、その他は通常融資を行うことができる。

7.カーボンファンド(炭素基金)

先進国政府・企業からの出資によりカーボンファンド (炭素基金)を設立し開発途上国のプロジェクトに投資する。

プロジェクトの実施により得られた炭素削減相当量をクレジットとして出資者に還元する。



8.米国:地域再投資法(CRA法)の例

地元地域の中低所得者層の金融ニーズを充足し、地域社会に貢献することを義務づけ。

CRA法の対象となる銀行に対して、定期的にその取組を 検査、地域への貢献度を格付けし、その結果を公表。

検査結果によっては、支店の開設、合併などの申請が許可 されないことがある。

